

(件名) 新型コロナウイルス関連情報 (5月4日以降の新たな外出制限措置等) (更新)

1. 4月30日付メールにてお知らせ致しました、5月4日以降の新たな外出制限措置等に関し、4月30日深夜、ハンガリー政府による政令が公布されましたので、同政令の主な点につき、改めて以下のとおりお知らせ致します。

なお、以下(3)については、(ホ)のみ4月30日付政令により全国的には初めて取られる措置であり、その他は従前の措置が継続されるものですが、併せお知らせ致します。

(1) ブダペスト市及びペスト県においては、現在の外出制限及びその他の措置は継続されます。

(2) 地方都市においては、外出制限措置等は解除され、これまでよりも緩和された次の新たな措置が適用されます。

(イ) 他人との距離を1.5メートル保った上で、公共の場及び公園を訪問することができます。

(ロ) 全ての店舗で営業が可能になります(注:4月29日のオルバーン首相による自身のフェイスブックへの投稿では、開店時間の制限はなくなるとされています)。

(ハ) レストラン、ホテル及びカフェは、庭及びテラスで営業されます。また、屋外の温泉施設、屋外プール、ビーチ、屋外ミュージアム及び動物園も再開されます。

(ニ) 結婚式、葬式、ミサ及び教会のサービスは、従来の規定(他人との距離を1.5メートル保つ)に従って実施されます。

(ホ) 高等教育機関は、学長の許可の下、来校が可能になります。

(3) 国内全国では、次の措置が適用されます(継続措置及び新規措置)。

(イ) 学校におけるオンライン授業は継続されます(注:4月30日のグヤーシュ首相府大臣の会見では、引き続き5月中は行われると説明されています)。

(ロ) 所定の場所での路上駐車は、引き続き無料になります。

(ハ) イベントの開催は引き続き禁止されます。

(ニ) 65歳以上の高齢者のみが買い物できる時間帯(午前9時から12時)は、引き続き維持されます。

(ホ) 店舗や公共交通機関では、マスクの着用、またはスカーフなどで口や鼻を覆う必要があります。

(ヘ) 外出する際には、家族等を除き、他人との社会的接触を最小限にし、可能な限り少なくとも1.5メートルの対人距離を保つ必要があります。

2. また、5月1日(金)から3日(日)の3連休期間中は、これまでの週末同様、各地方

自治体の長により、その自治体内での独自の制限措置を講じることが認められます。お住まいの地区等に関する最新情報の入手に努めるようにしてください。

3. 皆様におかれましては、上記にご留意いただくとともに、引き続き、石鹼による頻繁な手洗い（石鹼と水で手洗いでできないときは、手指消毒用アルコールによる消毒）、できるだけ外出を控えるなど、基本的な感染症対策や健康管理に努めるようにしてください。

4. 新型コロナウイルス関連情報については、当館ホームページにも掲載していますので、是非ご覧ください。

https://www.hu.emb-japan.go.jp/itpr_ja/coronavirusinfo.html

【参考】関連情報リンク

- ・ハンガリー対策本部ホームページ

<http://abouthungary.hu/>（英語）、<https://koronavirus.gov.hu/>（ハンガリー語）

- ・ハンガリー政府ホームページ

<https://www.kormany.hu/en>（英語）、<https://www.kormany.hu/hu>（ハンガリー語）

- ・日本外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- ・日本厚生労働省

- 新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- 新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

※厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症情報の LINE 公式アカウントを開設中。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#SNS

- ・日本文部科学省から日本人留学生への連絡事項

- 留学中の日本人学生の皆さんへ

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1405561_00001.htm

- 海外に派遣中・派遣予定であった日本人学生の皆さんの奨学金の取扱いについて

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1405561_00002.htm

- ・世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019>

（問い合わせ先）

在ハンガリー日本国大使館領事部

(住所) 1125 Budapest, Zalai ut 7, Hungary

(電話) +36-1-398-3100

(FAX) +36-1-275-1281

(E-mail) consul@bp.mofa.go.jp